

「自家用車活用事業に供される自動車（ライドシェア）」及び「タクシー事業に供される軽自動車（軽タクシー）」における年次検査等について

自家用車活用事業（ライドシェア）の制度が創設されたこと、また、内燃機関を有する軽自動車についてもタクシーとしての活用が認められたこと（軽タクシー）に伴い、これらの用に供する自動車については、通達等により継続検査の他、1年ごとに「年次検査」を受けることが定められております（参考1・2参照）。

当該年次検査につきましては、自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という）並びに軽自動車検査協会（以下、「軽検協」という）、指定自動車整備事業者でのみ受検が可能となります。

これを受けまして、今般、別添1・2のとおり、自動車機構及び軽検協において、検査場に持ち込まれた場合の年次検査（保安基準適合性の確認）に関する事務取扱を定められるとともに、国土交通省より、別添3のとおり、指定自動車整備事業者が当該年次検査を実施する際の運用を定めた旨、当会宛に通達等がありましたので、お知らせいたします。

なお、通達等において、当該事業に供する車両については、「年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）」を自動車点検基準別表第3に沿って行うことも定められておりますが、継続検査時において、年次点検（自動車点検基準別表第3）を行った場合については、道路運送車両法で定められる法定定期点検（自動車点検基準別表第6）の内容が包括的に行われたという判断となりますことを申し添えます。

※本件については、複数の業務連絡にて、通達改正等のお知らせしておりますが、本文書に添付する資料は全て最新版となっておりますので、ご承知おきください。

記

1. 添付資料

- ・別添1：独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程の制定について
(事務連絡、令和8年2月19日付)
<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i0000000471.pdf>
- ・別添2：「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について
(2026軽検第43号の6、令和8年2月13日付)
<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/etc/#link10>
- ・別添3：「指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について(依頼)」等について
(国自整第78号、令和8年6月25日付)
- ・別添3-2：(別紙様式)年次検査合格証
- ・別添3-3：【参考資料】指定自動車整備事業者における年次検査について
- ・別添3-4：【意見照会回答】指定自動車整備事業者による年次検査
- ・参考1：自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について
(国自整第283号、令和6年3月29日付)
※令和8年6月25日に業務連絡で展開した「【改正溶け込みし】」から、一部修正されております。
業務連絡(6月25日付)に添付した資料も差し替えております。
- ・参考1-2：【意見照会回答】車両整備管理通達
- ・参考1-3：「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における中間点検の取扱いについて
(事務連絡、令和8年1月30日)
- ・参考2：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について
(国自整第49号、令和8年6月1日付)
- ・参考3：運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について(依頼)
- ・参考4：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について(依頼)
(国自整第50号、令和8年6月1日)
- ・参考5：自家用車活用事業(ライドシェア)にかかる年次検査FAQ
(自動車技術総合機構)

2. 国土交通省ホームページ

日本版ライドシェア(自家用車活用事業)関係情報

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html